|  |
| --- |
| **第一章 一般原則** |
| 第1条  | この法律は、国民及び裁判官の刑事裁判への参加を容易にし、司法の透明性を高め、国民の法律に対する意見を説明し、国民の司法に対する信頼を増進し、国民が司法に対する理解を深めることにより、国民主権の理想を尊重するために制定されたものである。 |
| 第2条  | 本法で使用する用語の定義は、次のとおりとします。1.市民裁判員」とは、この法律の規定により選任され、裁判及び最終評議に参与する者をいう。2.2 「補充市民裁判員」とは、市民裁判員がその職務を行うことができない場合に、順次市民裁判員に代わる者として、この法律の定めるところにより、裁判所が裁判の必要性に応じて選任する者をいう。3.「最終評議」とは、市民裁判官を構成員とする審判所における裁判の口頭弁論終結後に、事実認定、法律の適用及び量刑について、市民裁判官及び裁判員が協議し、議決する手続をいう。4.市民裁判員裁判とは、裁判官3人及び市民裁判員6人を構成員とする合議体をいい、この法律の定めるところにより、事件を共同して裁くものとする。 |
| 第3条  | 市民裁判員が参加する事件は、裁判官3人及び市民裁判員6人で構成する市民裁判員裁判によって審理される。部長が裁判長を務め、部長がいないとき又は部長が裁判長を務めることができないときは、最も年長の裁判官が裁判長を務め、年長が同じ裁判官が二人いるときは、年長の裁判官が裁判長を務めるものとする。中華民国の国民は、この法律の定めるところにより、市民裁判官又は補欠市民裁判官として刑事裁判に参加する権利及び義務を有する。市民裁判官の選考と任命は、偏見、差別、その他の不行跡を示す者を避けなければならない。 |
| 第4条  | この法律に別段の定めがある場合を除き、裁判所組織法、刑事訴訟法その他の法令の規定は、市民裁判員が参加する事件に適用されるものとする。 |
| **第二章 適用事例と裁判管轄** |
| 第5条  | 少年刑事事件及び麻薬取締法に規定する犯罪に係る事件を除き、検察官が公訴を提起した地方裁判所の管轄に指定された次の各号の一審事件は、市民裁判官の参加する裁判を受けなければならない。1.被告人が10年以上の懲役に処せられる犯罪を犯したとき。被告人が故意に死亡させる犯罪を犯したとき。前項の罪は、事実及び起訴状に引用された刑法の規定によって決定される。検察官が起訴した犯罪が本条第1項の罪でない場合において、第1回公判期日前に本条第1項の罪に変更すべきと裁判所が判断したときは、裁判所は、当該事件を市民裁判官の参加する公判に付するものとする。刑事訴訟法第二百六十五条の規定は、市民裁判員の参加する事件には、適用しない。裁判長は、市民裁判員参加事件において、被告人が弁護人を選任していないときは、被告人を弁護するために国選弁護人又は弁護士を選任しなければならない。裁判所は、本条第一項に規定する事件を審理するため、特別法廷を設置することができる。 |
| 第6条  | 裁判所は、市民の審判に付すべき事件について次の各号の一に該当するときは、職権で、又は当事者、弁護人若しくは被告人補助人の申立てにより、当事者、弁護人若しくは被告人補助人の意見を聴いて、当該事件について市民の審判に付さない旨の決定をすることができる。1.市民裁判員の参加する裁判の公正な実施を期待することができないと認めるに足りる事実があるとき ②市民裁判員、補充市民裁判員又はその配偶者、八親等内の血族、五親等内の姻族、世帯主若しくは世帯員の生命、身体、自由、名誉又は財産を 脅かすような事情があるとき ③市民裁判員の参加する裁判を行うことが困難であると認めるに足りる理由があるとき当該事件が複雑であり、又は高度に専門的な知識を必要とするため、短期間のうちに審理を終結することが困難な場合 4 被告人が起訴事実を認め、裁判長から共通の審理手続について説明を受けた場合において、当該事件の事実に基づき、市民裁判官の参加を得て審理を行わないことが適当であると認めるとき 5．その他市民の裁判員の参加する裁判を行うことが相当でないことが明らかな事実があるとき。裁判所は、市民裁判員による裁判が成立した後、前項の規定による決定をする前に、市民裁判員及び補欠の市民裁判員の意見を聴かなければならない。裁判所は、前1項の規定による裁定をするに当たっては、公共の利益、市民裁判員及び補欠市民裁判員の負担、当事者の十分に保護された訴訟上の権利等を評価しなければならない。第1項の規定による決定に対しては、当事者は、仮処分を申し立てることができる。審判手続は、抗告審の審理が行われるまでの間、中止する。仮出訴を受理した裁判所は、直ちにその判決をし、仮出訴が正当であると認めるときは、独自の判決をしなければならない。本条第一項の規定により市民裁判員の参加する裁判を行なわない旨の決定がされる前に法令の手続に従い行なわれた訴訟手続は、なお有効に存続するものとする。 |
| 第7条  | 検察官が、市民の審判に付すべき犯罪と市民の審判に付すべきでない犯罪とを共同して起訴した場合には、同一の起訴状に記載されたすべての犯罪について、市民の審判に付すべきものとされている。ただし、裁判所は、市民の審判に付すべきでない犯罪については、最初の公判期日前に、当事者、弁護人又は被告人の補佐人の意見を聴いて、市民の審判に付さない旨の決定をすることができる。前項の規定による決定に対しては、当事者は、仮処分を申し立てることができる。裁判は、仮処分手続期間中これを停止する。 |
| **第三章 市民裁判員及び補欠市民裁判員** |
| **第1章 一般原則** |
| 第8条  | この法律に別段の定めがない限り、市民裁判官の権限は、裁判官の権限と同じである。 |
| 第9条  | 市民裁判官は、法律の定めるところにより、何らの干渉を受けることなく、独立してその職権を行うものとする。市民裁判官は、公正かつ誠実にその職務を行い、司法の独立性と品位を損なうような行為をしてはならない。市民裁判官は、審議中に明らかになった秘密その他職務を行うに当たり知り得た秘密を漏らしてはならない。 |
| 第10条  | 裁判所は、必要があると認めるときは、市民裁判官に事故があるときは、順次その職務を代理する補欠市民裁判官一人ないし四人を選任することを命ずることができる。前二条の規定は、補欠の市民裁判官について準用する。 |
| 第11条  | 裁判所に出頭を命じられた市民裁判官、補欠市民裁判官及び市民裁判官予定者は、裁判所に出頭した日数に応じて、日当、旅費及び必要な費用を支給される。前項に規定する日当及び旅費の支給に関する規程は、司法院が定める。 |
| **第2節 市民判事及び補充市民判事の資質** |
| 第12条  | 中華民国の国民で、23歳以上であり、かつ、地方裁判所の管轄区域内に連続4ヶ月以上居住している者は、市民裁判官又は補欠市民裁判官に任命される資格を有するものとする。前項に規定する各候補者の年齢及び居住期間は，市民裁判員候補者第二次登録簿を作成する年の1月1日までとし，戸籍に記載された事項を基礎として算定するものとする。第1項の在留期間は、転入届がなされた日から起算する。 |
| 第13条  | 次の各号の一に該当する者は、市民裁判員又は補欠市民裁判員に選任されないものとする。1.市民権を剥奪され、その期間が満了しない者 2． 公務員として在職中に解任処分又は罷免処分を受け、その期間が満了しない者 3． 現在公務員であり、停職処分又は停職処分を受け、その期間が満了しない者 4． 法令に基づき、個人の自由が制限されている者 5．検察官が公訴を提起し、若しくは有罪の略式判決を請求し、又は私立検察官が私訴を提起した者で、これらの事件について確定判決がなされていない者 6． 確定判決により禁錮刑に処せられた者 7．確定判決により禁錮以上の刑に処せられ、現在執行猶予中または執行猶予期間満了後2年を経過しない者 8． 起訴猶予中の者または起訴猶予期間満了後2年を経過しない者 9．9.薬物停止観察処分又は更生保護処分を受け、その執行が終了していない者又はその執行が終了して2年を経過していない者 10． 後見命令又は補佐命令を受け、その取消しを受けている者破産宣告を受け、または裁判所の決定により清算手続が開始された者で、まだ復権していない者。 |
| 第14条  | 次の各号の一に該当する者は、市民裁判官又は市民裁判官補に任命することができない。1.大統領又は副大統領、2.各省庁の長、政治任用者及び選挙で選ばれた代表者、3.政党のスタッフ、4.現職の軍人又は警察官、5.現職又は過去の裁判官、6.現職又は過去の検察官、7.現職又は過去の弁護士又は公選弁護人、8.現職又は過去の教授、准教授又は助教で、主要な法律科目を教え又は教えた者、9.現職の弁護士又は助教で、主要な法律科目を教え又は教えた者。教育部認定大学又は独立学院において主要な法律科目を教授又は担当した現職の教授、准教授又は助教授、9． 司法院、法務省及びその関連機関に勤務する公務員、10． 裁判官・検察官試験又は司法試験合格者、11． 司法警察職員又は司法警察官、12．義務教育を終了していない者 |
| 第15条  | 次の各号の一に該当する者は、市民裁判官又は市民裁判官の参加する事件における補欠の市民裁判官に選任されることができない。1.被告人又は被害者の配偶者、八親等内の血族、五親等内の姻族、世帯主又は世帯員である者又はあった者 3 被告人又は被害者と婚約した者 4 被告人又は被害者の法定代理人又は補佐人である者 5 被告人又は被害者の同居人又は使用人である者 6 被告人又は被害者と同居人又は使用人であった者6.被告人の代理人、弁護人若しくは補佐人又は補充民事訴訟における被告人の代理人若しくは補佐人である者若しくはあった者、7． 原告人、原告代理人、通報者、証人若しくは鑑定人である者若しくはあった者、8． 刑事捜査又は公判に参加した者、及び9．その職務の遂行が公平であると期待できないことを示す具体的な証拠がある場合。 |
| 第16条  | 次の各号の一に該当する者は、市民裁判員又は市民裁判員補に任命されることを拒否することができる。1.70歳以上の者 2 公立学校又は私立学校の教員 3 公立学校又は私立学校の生徒 4 重病、負傷その他の身体の状態により、裁判員又は補充裁判員の職務を行うことが明らかに困難な場合 5 裁判員又は補充裁判員の職務を行うことにより、本人の心身の健康に重大な影響を及ぼすおそれがある場合 6 裁判員又は補充裁判員の職務を行うことにより、本人の精神的、肉体的な健康に重大な影響を及ぼすおそれがある場合 7 裁判員又は補充裁判員の職務を行うことが著しく困難な場合 8 裁判員又は補充裁判員の職務を行うことが著しく困難な場合 9 裁判員又は補充裁判員としての職務を行うことが著しく困難であるとともに、本人の精神及び身体に悪影響を与えるおそれがある場合 9 裁判員としての職務を行うことにより、本人の身体的、肉体的及び心理的な健康に影響を与えるおそれがあるとともに、本人の身体及び身体に悪影響を与えるおそれがあるとともに、本人の身体及び身体に悪影響を与えるおそれがある場合 11 その他家族の介護又は養育のため、裁判員又は補充裁判員の職務を行うことが明らかに困難であるとき 7 大規模災害により生活の基盤が損なわれたため、日常生活を再建するために必要な世話をする必要があるとき 8 裁判員又は補充裁判員の職務を行うことが明らかに困難な場合日常生活の維持、職務遂行能力の維持又は家事遂行上著しい必要性があり、市民裁判員又は補欠市民裁判員の職務を行うことが明らかに困難な場合 9． 過去5年間に市民裁判員又は補欠市民裁判員になったことがある者及び10．前号に掲げるもののほか、過去1年以内に市民裁判員候補者となり裁判所に出頭を求められた者。前項に規定する年齢及び期間は、市民裁判員候補者に対する通知が送達された日を基準として算定するものとする。 |
| **第3条 市民審査員及び補欠の市民審査員の選定** |
| 第17条  | 毎年9月1日前に、地方裁判所は、その管轄内の市町村又は郡庁に、次年度に必要な市民裁判員候補者の概数を通知しなければならない。前項の市町村又は郡は、毎年10月1日までに、地方裁判所の管轄区域内にある第12条第1項に規定する資格を有する者の中から抽選により必要数の市民裁判員候補者を選出し、市民裁判員候補者予備登録簿を作成し、これを地方裁判所に提出しなければならない。前項の市民裁判員候補者予備名簿の作成及び管理に関する規定は、司法院が行政院と協議して定めるものとする。 |
| 第18条  | 地方裁判所は、市民裁判員候補者のための審査委員会を設置しなければならない。地方裁判所長又は同長によって任命された者が委員を務め、かつ、委員会の招集者を務めるものとする。残りの5名の委員は、以下の要件に従って、地方裁判所の長が任命する。1.1、地方裁判所の裁判官1名、2、地方裁判所の検察庁の検察官1名、3、地方裁判所の管轄区域内の市町村、郡政府の民政局長官又は当該長官が指名する者、4、地方裁判所の管轄区域内の弁護士会を代表し推薦する弁護士1名、当該区域内に弁護士会がない場合は台湾弁護士会が推薦する者、5、地方裁判所の管轄区域内の弁護士会を代表し推薦する弁護士1名、及び台湾弁護士会（以下「台湾弁護士会」という）会員1名。5.前号に掲げる者のほか、地方裁判所の管轄区域内にある学者、専門家又は公正な立場にある者1名。 |
| 第19条  | 市民審査員候補者の審査委員会の権限は、以下のとおりです。1.市町村又は郡によって作成された市民裁判員候補者予備登録簿が正しいかどうかを審査すること 2． 市民裁判員候補者の中に第13条又は第14条に基づき資格を有しない者がいないかどうかを審査すること 3．3. 市民裁判員候補者の第2次候補者名簿を作成すること。市民裁判員候補者検討委員会は、前項の検討のために、情報の収集及び調査を行うことができる。必要な情報を保持する当局は、これに協力するものとする。前二項の審査手続、情報の調査及び収集の方法その他の市民裁判員候補者審査委員会が行使すべき権限に関する規定は、司法院が定める。市民裁判員候補者審査委員会の委員及びその親族は、職務執行中に知り得た個人情報を漏らしてはならない。 |
| 第20条  | 地方裁判所は、第二次選考の名簿が完成した後、第二次選考の名簿に記載された市民裁判員候補者の各々に書面で通知するものとします。 |
| 第21条  | 裁判所は、市民が参加する裁判においては、公判期日における手続に先立ち、市民裁判員候補者名簿の第二号から事件に応じて必要な人数を無作為に抽出し、第12条第1項の欠格事由又は第13条から第15条までの不適格事由による不選択（又は解任）を確認するために必要な調査を行うものとする。前項の無作為抽出により所要の数の市民裁判員候補者が得られなかった場合には、裁判所は、前項の規定に準じて無作為抽出を再度行うものとする。 |
| 第22条  | 裁判所は、市民裁判員候補者に対し、市民裁判員選考期日の30日前に発する通知書により通知するものとする。前項の通知書には、刑事裁判への市民の参加制度に関する要綱及び市民裁判員候補者資格取得届を添付するものとする。市民裁判員候補者は、資格証明書に真実かつ正確な事項を記載し、市民裁判員選考期日の十日前までに裁判所に提出しなければならない。前項の要領及び資格取得届に記載すべき事項は、司法院が定める。裁判所は、本条第2項の調査票を受領した後、必要な調査を行うものとする。裁判所は、市民裁判員候補者が第十二条第一項の資格を欠くとき、その経歴に第十三条から第十五条までの不適格事由があるとき、又は第十六条の事由の存在を申告して市民裁判員としての活動を拒否したときは、これを解任するものとする。裁判所は、当該市民裁判員候補者に対し、解任の決定を通知するものとする。 |
| 第23条  | 裁判所は、市民裁判員の選考期日の二日前に、裁判所に出頭すべき市民裁判員候補者の名簿を検察官及び弁護人に交付する。裁判所は、市民裁判員の選考手続を受けるにあたり、検察官及び弁護人に、裁判所に出頭すべき市民裁判員候補者が記入した資格証明書を交付し、その閲覧に供させるものとする。前記の用紙のメモ書き、コピー又はビデオ録画は、これを許さない。 |
| 第24条  | 裁判所は、事件の当事者及び弁護人に市民裁判員選定期日を通知するものとする。被告人は、市民裁判員選定期日に立ち会わないことを選択することができる。裁判所は、被告人の出席が不適当であると認めるときは、被告人の出席を禁止し、又はその出席を制限することができる。 |
| 第25条  | 市民裁判員の選考に関する手続は、公開の法廷で行い、検察官及び弁護人の出席がなければ、これを進めることができない。裁判所は、市民裁判員選定手続における次回の会議の日時及び場所並びに理由なく欠席した場合の処分を口頭で通知し、これを調書に記載することができ、これは、交付された書面による通知と同一の効力を有する。 |
| 第26条  | 裁判所は、第二十七条に規定する手続を行うため、職権で、又は検察官若しくは弁護人の請求により、いつでも、裁判所に在廷する市民裁判員候補者に対して尋問を行うことができる。前項の尋問は、裁判所が相当と認める場合には、検察官又は弁護人が直接行うことができる。前二項の尋問は、裁判所が、市民裁判員候補者に対し、集団で、又は個人で、複数回行うことができる。市民裁判員候補者は、前二項の規定による質問に対し、虚偽の陳述をし、又は正当な理由なく答弁を拒んではならない。市民裁判員候補者は、尋問の過程で知り得た秘密を守らなければならない。裁判所は、最初の尋問を開始する前に、市民裁判員候補者に対し、前二項の義務及び法的効果を通知するものとする。 |
| 第27条  | 市民裁判員候補者が第十二条第一項の資格を欠く場合、その経歴に第十三条から第十五条までの不適格事由がある場合又は第二十六条第四項の規定に違反する場合には、裁判所は、職権で、又は当事者若しくは弁護人の申立てにより、その者を選任しない旨の決定をする。ただし、弁護人が第十五条第九項の規定により求めた場合は、被告人の意思表示に反していないものとする。市民裁判員候補者が第十六条第一項に規定する事由に該当し、その選定を拒否した場合には、裁判所は、その者を選定しない旨の決定をする。 |
| 第28条  | 前条の手続が終了した後、検察官、被告人及び弁護人は、裁判所に対し、理由を述べないで、特定の市民裁判員候補者を選任しないよう申し出ることができる。ただし、被告人及び弁護人を含む検察側又は弁護側のいずれか一方は、四人を超えて請求することができない。弁護人の申出は、被告人の明示の意思と相反するものであってはならない。第1項の申立ては、当事者が交互に行うものとし、検察官が先に行うものとする。裁判所は、第一項の規定による申出があったときは、当該市民裁判員候補者を選任しない旨の決定をしなければならない。 |
| 第29条  | 裁判所は、前二条の手続が終了した後、裁判所に出頭し、かつ、裁判所の許可を得ないで選定した市民裁判員候補者の中から、くじ引きにより、必要な人数の市民裁判員及び補充市民裁判員六人を無作為に選定しなければならない。裁判所は、このようにして選定された補欠市民裁判員に、市民裁判員の代理を行う順序を表す通し番号を付するものとする。 |
| 第30条  | 裁判所は、前条に定める選定方法のほか、必要があると認めるときは、検察官及び弁護人の同意を得て、裁判所に出頭した市民裁判員候補者の中から抽選により一定数のものを選定し、その後、各人に通し番号を付して、第27条及び第28条の規定による非選定裁定を行うことができる。前記の手続により選定された市民裁判員候補者のうち、不選任裁定を受けない者は、その通し番号に従った順序で市民裁判員及び補欠市民裁判員に任命され、その定員を充足するまでの間、その欠員を補充するものとする。裁判所は、合議体を構成するに足りる数の市民裁判官及び補充市民裁判官を選任するため、前項に規定する手続を繰り返すことができる。前条第二項の規定は、前二項に規定する場合について準用する。 |
| 第31条  | 市民裁判員候補者名簿の数が、合議体を構成するのに必要な市民裁判員又は補充市民裁判員の欠員を埋めるに足りないときは、裁判所は、欠員を埋めるために出席した市民裁判員候補者から抽選手続により市民裁判員又は補充市民裁判員を無作為に選定せず、選定手続をあらためて行うものとする。 |
| 第32条  | 選考手続の過程で裁判所が下した判決に対しては、いかなる中間上訴も行うことはできない。 |
| 第33条  | 地方裁判所は、第12条第1項及び第13条から第15条に規定する事項に関する調査を行うため、関連個人情報データベースを自動審査に利用することができ、管理及び維持のための管轄行政機関は、その要求を拒否せず、一括処理照会プラットフォーム及びアクセス権限を提供しなければなりません。 |
| 第34条  | 選考手続の実施に関して必要な事項に関する規則は、司法院が定める。 |
| **第4節 市民裁判官及び補欠市民裁判官の解任** |
| 第35条  | 裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職権で、又は事件の当事者、弁護人若しくは補助人の提出する書面による申立てにより、市民裁判官若しくは補欠市民裁判官を解任する旨の決定をしなければならない。1.市民裁判員又は補充市民裁判員が第十二条第一項の資格を欠くとき、又は第十三条から第十五条までの不適格事由があるとき 二 市民裁判員又は補充市民裁判員がこの法律の規定による宣誓をしないとき 三 市民裁判員又は補充市民裁判員がこの法律の規定による宣誓をしないとき4 この法律の規定により公判期日又は最終の評議の全部に参与しないときは、引き続き職務を行うことが適当でないと判断するのに十分な理由となるとき。裁判長の命令に従わず、公判期日又は最終の評議の審理を妨げた場合において、その職務を継続することが適当でないと認めるに足りる十分な理由があるとき。市民裁判員又は補充市民裁判員が、司法の公正及び信用を害し、又は秘密を漏らした場合であって、職務を継続することが不適当であると判断するに足りる事由があるとき ⑦市民裁判員又は補充市民裁判員の責めに帰すべき事由があるとき ⑧職務を継続することが不適当であると判断するに足りる事由があると判断するに足りる事由があるとき。不可抗力により職務を遂行することができないとき、又は職務を遂行することが不適当であるとき。裁判所は、前項の規定による決定をする前に、事件の当事者、弁護人又は被告人の補助人の意見を聴き、当該市民裁判官又は補欠市民裁判官に意見を述べる機会を与えなければならず、この手続は、非公開で行わなければならない。事件の当事者、弁護人又は被告人の補助者は、裁判所に対し、本条第 1 項の規定による裁定の取消し及びこれに代わる新たな裁定の申立てをすることができる。前項の申立ては、同一の裁判所の他の審尋所で裁判をする。訴訟手続は、当該申立てについての決定があるまで中止する。前項の規定によりすべき裁定は、直ちにこれをしなければならない。審判所は、申立てを正当と認めるときは、原決定を取り消し、独自の決定をしなければならない。本条第 4 項の規定による裁定に対しては、中間的な不服申立てをすることができない。 |
| 第36条  | 市民裁判官又は補充市民裁判官が選定された後、第十六条第一項第四号から第八号までに掲げる事由により職務を行うことが困難となった場合には、当該市民裁判官又は補充市民裁判官は、裁判所に申し出て、辞任することができる。裁判所は、前項の規定による申立てを理由がないと認めるときは決定でこれを却下し、理由があると認めるときは決定で当該市民裁判官又は補充市民裁判官の罷免を許可しなければならない。前項の規定による決定に対しては、中間的な抗告をすることができない。 |
| 第37条  | 前二条の規定による市民裁判官又は補欠市民裁判官の解任により、市民裁判官に欠員が生じた場合には、当該欠員は、あらかじめ付された通し番号に従って、次順位の補欠市民裁判官が補充するものとする。このようにして生じた補欠市民裁判官の欠員は、次に、あらかじめ付された通し番号の補欠市民裁判官によって補充されるものとする。市民裁判官の空席を補充する補欠市民裁判官がいない場合には、裁判所は、選考手続を改めて行うものとする。 |
| 第38条  | 市民ジャッジまたは補欠市民ジャッジの職務は、次の各号の一に該当する場合に終了するものとする。1.判決の言渡し又は2．第六条第一項の規定による市民裁判員の参加の申出に対する裁判所の判断が確定したとき。 |
| **第5節 市民裁判官、市民裁判官代理人及び市民裁判官候補者の保護** |
| 第39条  | 市民裁判官若しくは補欠市民裁判官としての職務を行う期間又は市民裁判官候補者として裁判所に呼び出された期間において、当該市民を雇用する団体、機関、学校、協会、法人又は工場は、法定の理由により休暇を与えるものとし、当該市民が市民裁判官、補欠市民裁判官又は市民裁判官候補者として現職であること又はかつて務めたことを理由として不利益な雇用待遇をしてはならないものとします。 |
| 第40条  | 法令に別段の定めがある場合を除き、何人も、市民裁判官、補欠市民裁判官又は市民裁判官予定者の個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報）を開示することはできない。市民裁判官、補欠市民裁判官又は市民裁判官予定者の個人情報の保護方法、期間及び範囲並びに処理及び使用に関する規定は、司法院が行政院と協議の上、定めるものとする。 |
| 第41条  | 何人も、裁判に影響を及ぼす意図をもって、市民裁判官、補欠市民裁判官又は市民裁判官になろうとする者と接触し、又は連絡をとることはできない。何人も、現職又は元職の市民裁判官、補欠市民裁判官又は市民裁判官になろうとする者から、法令に基づき秘密を保持しなければならない事項について知ろうとすることはできません。 |
| 第42条  | 裁判所は、職権で、又は当事者、弁護人、被告人の補佐人、市民裁判員若しくは事件の補欠市民裁判員の申立てにより、市民裁判員又は補欠市民裁判員について必要な保護処分を命ずることができます。 |
| **第四章 審判手続** |
| **第1節 告訴手続** |
| 第43条  | 市民裁判員が参加する事件においては、検察官は、事件簿及び証拠品を添付しない起訴状を管轄裁判所に提出しなければならない。起訴状は、次に掲げる事項を記載しなければならない。1.氏名、性別、生年月日、身分証明書番号、本籍地又は居所その他被告人を識別するのに十分な事項、2．違反した法律の条文。前項第2号の犯罪の事実は、日時、場所及び犯行の方法によって特定するものとする。起訴状には、裁判所が事件について所定の意見を形成するおそれがあるような内容を記載してはならない。刑事訴訟法第161条第2項から第4項までの規定は、市民裁判員が参加する事件については、適用しない。 |
| **第2章 一般原則** |
| 第44条  | 公訴提起後第一回公判期日までの強制処分及び永続的証拠に関する事項の審査は、主務裁判所の裁判官の定員により当該事件の審理に参加しない裁判官に行わせることができない場合を除き、主務裁判所の裁判官が行うものとする。前項ただし書に規定する場合には、当該裁判官は、当該強制処分の審査に関係のない陳述又は証拠の提出を受理し、又は命じてはならない。 |
| 第45条  | 市民裁判員及び補充市民裁判員の理解を深め、実質的な参加を充実させるとともに、時間的・心理的負担をかけないために、裁判員、検察官及び弁護人は、次の必要な調整を行うものとする。1.予備手続においては、争点整理を綿密に行うこと、②公判期日における公判手続においては、証拠調べ及び口頭弁論を集中的かつ効率的に行うこと、③市民裁判官から要請があった場合には、その要請に応じ、公判期日における証拠調べ及び口頭弁論を集中的かつ効率的に行うこと。市民裁判員又は補欠市民裁判員の求めに応じ、混乱が生じないよう適切に説明し、最終審議において十分に意見を述べること。 |
| 第46条  | 裁判長は、手続を行うに当たっては、口頭又は書面による発言に、市民裁判員又は補充市民裁判員に特定の又は偏った意見を抱かせるおそれのある資料が含まれていないことに留意し、いかなる場合においても、必要な説明及び喚問を行うものとする。 |
| **第3節 前提となる手続** |
| 第47条  | 裁判所は、第1回公判期日前に予備的手続を受けるものとする。予備手続の間、裁判所は、次の事項を処理しなければならない。1.起訴範囲を定め、検察官が起訴状に引用した条項を修正すべきかどうかを判断すること、2． 被告人及び弁護人に対し、検察官が起訴した犯罪について有罪を主張するかどうかを照会すること、3． 訴訟の争点を整理すること、などである。4.証拠調べの申立てを当事者に通知すること、5.証拠開示に関する事項を処理すること、6.証拠の許容性に関する事項を処理し、特定の証拠項目について調査を行う必要があるかどうかを判断すること、7.当事者、弁護人に機会を提供すること。職権で調査した証拠について、当事者、弁護人又は被告人補助者が意見を述べる機会を与えること 8 鑑定を命じ、又は検査を行うこと 9 証拠調査の範囲、順序及び方法を定めること 10 市民裁判員及び補充市民裁判員の選考手続に関する事項を処理すること 11．その他裁判に関する事項を処理すること。裁判所は、前項の規定により行われた上記の取扱いの結果に基づき、裁判計画を作成するものとする。裁判計画の形式及び記載すべき事項は、司法院が定める。予備手続は、受託裁判官を務める裁判官が行うことができる。予備手続を行う嘱託裁判官は、第50条第1項、第60条第1項、第62条第1項及び第2項並びに刑事訴訟法第121条に定める裁定をすることを除き、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。 |
| 第48条  | 裁判所は、予備手続の期日を指定して被告人を呼び出すとともに、検察官、弁護人及び被告人の補助者に出頭を通知しなければならない。裁判所は、必要があると認めるときは、関係人に対して、予備手続の期日に裁判所に出頭するよう呼出し、又は通知することができる。予備的手続は、検察官及び弁護人の立会いをもってのみ行うことができる。予備手続の期日に関する呼出状又は通知書は、遅くともその十四日前に送達しなければならない。 |
| 第49条  | 第47条第2項各号に掲げる事項を取り扱うに当たっては、裁判所は、当事者、弁護人、被告人補助者及び関係人に対し、必要な尋問を行うことができる。 |
| 第50条  | 予備的手続は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公開法廷で行わなければならない。1.1 法令に別段の定めがあるとき 2 国の安全、公の秩序又は社会的価値を害するおそれがあることを理由として、裁判所が公開の法廷で予備的手続を行わない旨の決定をしたとき 3 当事者、弁護人又は被告人補助者の意見を聴いて、裁判所が公開の法廷で予備的手続を行わない旨の決定をしたとき 4 公開の法廷で予備的手続を行うことができるのは、次の場合のみである。裁判所が、当事者、弁護人又は被告人補助者の意見を聴いて、訴訟手続の適正な進行を図るため、予備的手続を公開の法廷で行わない旨の決定をするとき。前項の規定による決定に対しては、仮処分を申し立てることができない。市民裁判員及び補欠市民裁判員は、予備的手続においては、裁判所に出頭することを要しない。 |
| 第51条  | 予備手続の準備のために必要な場合、検察官と弁護人は、以下の事項を確認するように連絡を取り合う必要があります。1.検察官の起訴状に記載された犯罪事実及び罪名条項並びに被告人の陳述又は防御理由 ②事件の争点 ③当事者双方が証拠調べの申出をする予定の事項、立証すべき事実並びに証拠調べの範囲、順序及び方法 ④証拠調べの申出に対する当事者双方の意見。第1回予備手続の期日前に、弁護人は、被告人と協議して、被疑事実の確認及び事件の争点の整理を行うものとする。裁判所は、相当と認めるときは、予備手続の開始前に検察官及び弁護人と連絡をとり、手続の進行に必要な事項について交渉することができる。 |
| 第52条  | 予備手続の準備をする必要がある場合には、検察官は、予備手続のための答弁書を裁判所に提出し、その副本を被告人又は弁護人に送達しなければならず、その答弁書には、次に掲げる事項を具体的に記載しなければならない。1.検察官が調査を求める証拠の項目及び立証すべき事実との関連性、並びに2．2 召喚する証人、鑑定人又は通訳人の氏名、性別、住所又は居所及び尋問の予定時間前項の事項を補充し、又は訂正するには、検察官は、予備的手続において改めて弁論趣意書を提出し、又は訴訟手続において口頭陳述をしなければならない。前二項の答弁書及び陳述書には、起訴状に記載された事実と関連性のない事実及び証拠、又は裁判所に事件について所定の意見を形成させるおそれのある事実及び証拠を記載してはならない。検察官は、本条第一項及び第二項の規定による証拠調べの申立てについて、慎重を期するものとする。裁判所は、検察官及び弁護人の意見を聴いて、本条第1項及び第2項の答弁書又は声明書の提出期限を定めることができる。 |
| 第53条  | 検察官は、公訴提起後直ちに、事件のファイル及び証拠品を弁護人又は被告人に開示しなければならない。ただし、検察官は、次の各号の一に該当するときは、開示を拒否し、又は制限することができ、その理由を書面で弁護人又は被告人に通知しなければならない。1.ファイル及び証拠品の内容が犯罪事実と無関係である場合 ②開示することにより他の事件の捜査を妨害するおそれがある場合 ③開示することにより当事者又は第三者のプライバシー又は業務上の秘密に関わる場合 ④開示することにより他人を害するおそれがある場合。4. 他人の生命、身体等に危害を及ぼすおそれがある場合。前項の開示とは、弁護人がファイル及び証拠品を閲覧し、メモし、複写し、又は録画することをいい、また、被告人が必要な費用を納付してファイル及び証拠品の写しを交付することを検察官に申し出ることをいい、さらに、ファイル及び証拠品の保管を前提に検察官の許可を得て、被告人に原本を閲覧する機会を提供することをいう。前項の支払基準及び方法は、行政院が決定する。検察官は、弁護人または被告人の申立てを受けた後、5日以内に開示を行わなければならない。検察官が5日以内に開示を実現できない場合、検察官は弁護人または被告人と適切な期間延長について合意することができる。 |
| 第54条  | 弁護人は、前条の規定により検察官から開示があった後、次の事項を具体的に記載した予備手続のための答弁書を、その副本を検察官に送達して提出しなければならない。1.被告人が起訴状に引用された事実について有罪を主張するかどうかの供述、被告人が無罪を主張する場合には、被告人の防御に関する供述及び起訴状に記載された事実を争うかどうかの供述、2.検察官が調査を求める証拠の許容性及び調査の必要性の有無に関する意見 ③ 被告人が調査を求める証拠及び証明すべき事実との関連性 ④ 呼び出すべき証人、鑑定人又は通訳人の氏名、性別、住所又は居所及びそれぞれの尋問の予定時間 ⑤ 検察官が調査を求める証拠に適用される条文に関する意見検察官が起訴状において適用した規定についての意見。前項の事項を補充し、又は修正するには、弁護人は、予備的手続において改めて答弁書を提出し、又は訴訟手続において法廷で口頭陳述をしなければならない。第五十二条第三項から第五項までの規定は、前二項の場合について準用する。被告人は、本条第一項各号に掲げる事項について、答弁書又は陳述書を提出することができる。第 52 条第 3 項及び第 4 項の規定は、この場合について準用する。 |
| 第55条  | 前条第1項、第2項又は第4項の規定により、弁護人又は被告人が裁判所に証拠調べの申立てをする場合においては、弁護人又は被告人は、検察官に対し、次に掲げる事項を開示しなければならない。1.捜査の申立ての根拠となる証拠 ②証人、鑑定人又は通訳人の公判期日における供述調書又はこれらの調書がない場合には、これらの者が公判期日においてすることが見込まれる供述に関する調書。第五十三条第三項の規定は、前項の場合について準用する。 |
| 第56条  | 検察官は、弁護人が前条の規定による開示を行った後、弁護人及び被告人が調査を申し立てた証拠の認否及び調査の必要性の有無について意見を述べなければならない。前項に規定する事項を補充し、又は修正する必要があるときは、検察官は、独立して裁判所に改めて提出しなければならない。第52条第5項の規定は、前2項の場合について準用する。 |
| 第57条  | 検察官又は弁護人は、相手方が第五十三条又は第五十五条の規定による開示義務に違反したと認めるときは、裁判所に対し、証拠の開示を命ずる裁決を申し立てることができる。裁判所は、前項の決定をする場合において、開示の期日、方法又は条件を付することができる。裁判所は、本条第一項の決定をする前に、その申立てを受けた当事者の意見を聴かなければならない。裁判所は、必要があると認めるときは、検察官に対し証拠品の目録を裁判所に提出するよう命じ、又は当事者若しくは弁護人に対し、何人も検討、備付け、複製、複写若しくは録画をしてはならない証拠を裁判所に提出するよう命ずることができる。本条第 1 項の規定による決定に対しては、仮処分を申し立てることができる。裁判所がした開示を命ずる決定の執行については、抗告審の審理が終わるまでこれを停止する。抗告を受けた裁判所は、直ちにその裁決をし、かつ、抗告を正当と認めるときは、独自の裁決をしなければならない。 |
| 第58条  | 検察官又は弁護人が前条第一項の規定による命令に従わず、開示の執行をしないときは、裁判所は、決定で、当該当事者の証拠調べの申立てを却下し、又は当該検察官若しくは弁護人にその所持し、若しくは保管している証拠の全部を開示するよう命ずることができる。 |
| 第59条  | 前条の規定による裁定をする前に、裁判所は、違反した義務の種類、違反の理由、違反によって生じた不利益等の事情を慎重に検討しなければならない。 |
| 第60条  | 第53条の事件簿および展示物の内容を所持する者は、その内容を正当な目的でない限り使用してはならない。前項に違反した者は、1年以下の懲役、拘留、または15万台湾ドル以下の罰金に処する。 |
| 第61条  | 申立人の代理人又は訴訟参加者の代理人が弁護士であるときは、検察官に対し、事件ファイル及び証拠品の閲覧の申出をすることができ、そのメモ、コピー、写し又はビデオ録画ができる。代理人を選任していない訴訟参加者又は選任した代理人が弁護士でない者は、公訴の提起後、必要な手数料を供託して、検察官に訴訟資料及び証拠書類の謄本の交付を請求することができる。検察官は、本条第1項及び第2項の事件ファイル及び証拠品の内容が犯罪事実と無関係である場合、当該内容が他の事件の捜査を妨害するおそれがあると認めるに足りる十分な理由がある場合、開示が当事者若しくは第三者のプライバシー若しくは企業秘密に関わる場合又は開示が他人の生命若しくは身体を害するおそれがある場合には、開示範囲を限定することができる。検察官は、申立人に対し、制限の理由を書面で通知しなければならない。申立人が前項の規定による検察官の制限に同意しないときは、申立人の代理人、訴訟参加人又はその代理人は、裁判所に対し、当該制限の取消し又は補正の申立てをすることができる。代理人の申立ては、原告又は訴訟参加者の明示の意思に反してはならない。前項の規定による裁判所の決定に対しては、仮処分を申し立てることができない。 |
| 第62条  | 裁判所は、予備手続の終結前に、申立てにより又は職権で調査が行われた証拠について、公判期日における公判手続における証拠調べの必要性がある場合を除き、その証拠調べの可否について決定をするものとする。裁判所は、当事者又は弁護人の証拠調べの申立てについて、必要がないと認めるときは、予備手続の終結前に、決定でこれを却下しなければならない。次の各号の一に該当するときは、証拠調べの申立ては、不要とする。1.証拠を調査することができないとき ②立証すべき事実との関連性が乏しいとき ③立証すべき事実が明らかであるため、証拠を調査する必要がないとき ④以前に証拠調査の申立てをしたことがあるとき。証拠が以前に申立てられたことがある場合。裁判所は、本条第1項及び第2項の規定による決定をする前に、必要な調査をすることができる。ただし、裁判所は、必要があると認めるときでなければ、当事者の申立てに係る証拠の提出を命ずることができない。本条第 1 項及び第 2 項の規定による決定後に、当該決定の基礎となった事実関係 に変化が生じ、別の決定をすべきこととなった場合には、新たに決定をするものとする。当事者が調査の申出をした証拠について、その後必要がなくなったと認めるときも、同様とする。裁判所は、申立てにより又は自らの判断により公判期日まで調査が行われなかった証拠については、調査を行う前に、その許容性について判決をしなければならない。当事者が調査を請求した証拠が不要とされた場合も、同様とする。裁判所が許容できない又は不要であると決定した証拠は、公判期日において提出し、又は調査することができない。本条第1項、第2項、第5項又は第6項の規定による決定に対しては、中間的な抗告をすることができない。 |
| 第63条  | 裁判所は、第四十七条第二項に規定する取扱事項を終了したときは、その結果を確認し、当事者及び弁護人とともに審理計画を検討するとともに、予備手続の終結を宣言するものとする。裁判所は、必要があると認めるときは、既に終了した予備的手続を再開する旨の決定をすることができる。 |
| 第64条  | 予備手続の終了後、当事者及び弁護人は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、新たな証拠に基づく捜査の申出をすることができない。1.当事者及び弁護人の全員が新証拠の調査に同意し、裁判所が相当と認めた場合 2. 当該新証拠が予備手続の終了後に取得され、又はその存在を知った場合 3. 新証拠の調査により訴訟手続の継続に大きな支障が生じない場合 4.新たな証拠の調査が、裁判手続において証人が行った証言に異議を唱えるために必要である場合 5. 予備手続の終結前に当該証拠を調査しなかったことが、当事者側の過失によるものではない場合 6.6. 当該証拠の調査を認めないことが明らかに不当である場合。前項各号の事情は、当該証拠調べの申出をした当事者が説明しなければならない。本条第1項の規定に適合しない申立ては、裁判所がこれを却下する。 |
| **第4節 試練の日** |
| 第65条  | 市民裁判員及び補充市民裁判員は、公判期日の初日の手続開始前に、宣誓をしなければならない。市民裁判官に代わる補欠の市民裁判官は、市民裁判官に代わるとともに、独立して再度の宣誓をしなければならない。前二項の規定による宣誓の手続、宣誓の内容及び宣誓に際しての謄本の作成に関する事項は、司法院がこれを定める。 |
| 第66条  | 裁判長は、前条第1項に規定する手続を行った後、市民裁判員及び補欠市民裁判員に対し、次に掲げる事項について十分に説明するものとする。1.市民裁判員の参加する裁判の手続 2 市民裁判員及び補充市民裁判員の権限、義務及び義務違反に対する制裁 3 市民裁判員の参加する裁判の手続 4 市民裁判員及び補充市民裁判員の権限、義務及び義務違反に対する制裁 5 市民裁判員及び補充市民裁判員の権限、義務及び義務違反に対する制裁3.刑事裁判の基本的な法理、4 検察官が起訴した犯罪の構成要件及び法令の関連規定の解釈、5 公判期日の所要時間の目安、6.その他市民裁判官及び補欠市民裁判官が留意すべき事項。市民裁判官及び補充市民裁判官は、公判期日の訴訟手続において、裁判長に対し、前項に規定する事項に関し質問があるときは、その説明を求めることができる。 |
| 第67条  | 裁判の期日に市民裁判員のいずれかが欠席した場合には、裁判は行われない。 |
| 第68条  | 特別な事情がない限り、裁判は連続した裁判期日で行われるものとします。 |
| 第69条  | 証拠の採否、証拠調べの必要性、訴訟手続に関する判決及び法令の解釈に関する事項は、専ら裁判官の合議体で決定する。裁判官は、必要があると認めるときは、前記の事項について決定する前に、検察官、弁護人、市民裁判官及び補欠の市民裁判官の意見を聴くことができる。市民裁判官及び補充市民裁判官は、前項に規定する事項の決定に関して有する疑義について、裁判長に対し、説明を求めることができる。 |
| 第70条  | 検察官は、刑事訴訟法第288条第1項の規定による証拠調べの手続を行う前に、市民裁判員に対して、第47条第2項の規定により整理された次に掲げる事項の所見について、十分な説明をしなければならない。1.立証すべき事実、2 証拠調べの範囲、順序及び方法、3 捜査すべき証拠及びその関連性。調査すべき証拠及び証明すべき事実との関連性。被告人又は弁護人は、立証すべき事実を主張し、又は証拠調べを求める場合には、前項の規定による検察官の説明の後、市民裁判員に対して十分な説明を行わなければならない。前項の規定は、本項について準用する。 |
| 第71条  | 裁判長は、前条に規定する手続が終了した後、予備手続の結果について、争点の整理並びに証拠調べの範囲、順序及び方法について、十分に説明しなければならない。 |
| 第72条  | 裁判長は、当事者及び弁護人の意見を聴いて、予備的手続において予定されていた証拠調べの範囲、順序及び方法を変更することができる。 |
| 第73条  | 証人、鑑定人又は通訳人の召喚の申出をした当事者及び弁護人は、裁判長が特定した後、直接尋問をすることができる。当事者及び弁護人による証人、鑑定人又は通訳人の尋問の後、市民裁判官又は補充市民裁判官は、裁判長に告げて、証明すべき事実の範囲内の事項について、自ら証人、鑑定人又は通訳人の尋問を求め、又は裁判長にその補充を請求することができる。市民裁判官又は補充市民裁判官は、裁判長による公訴事実に関する被告人の尋問の後、裁判長に通知の上、刑事責任の認定又は量刑に関し必要な事項の範囲内の事項について、自ら被告人の尋問を求め、又は裁判長にその補充を請求することができる。市民裁判官又は補充市民裁判官は、被害者又は被害者の家族の意見陳述の後、裁判長に通知の上、当該被害者又は当該被害者の家族の陳述を明らかにする性質を有する事項について、自ら直接尋問を求め、又は裁判長に尋問を補充するよう請求することができる。裁判長は、市民裁判官又は補充市民裁判官の申出が不適当であると認めるときは、その申出を禁止し、又はその範囲を制限することができる。 |
| 第74条  | 当事者又は弁護人から調査の申立てがあった証拠となる記録その他の文書は、申立人が、裁判員裁判、相手方、弁護人又は被告人補助者に対し、読み上げるものとする。裁判所の職権により調査が行われた前項の文書がある場合には、当該文書は、裁判長が、市民裁判官、当事者、弁護人又は被告人補助者が出席する審判所において読み上げなければならない。前二項に規定する文書の朗読は、当事者及び弁護人の同意があり、かつ、裁判所が相当と認めるときは、その要旨を簡略に説明することに置き換えることができる。前2項に規定する文書が、公序良俗、公安又は他人の名誉に係る事項に係るものであるときは、当該文書の朗読に代えて、市民裁判官、当事者、弁護人又は被告人補助者と共に、審判所の審査を受けるために提示されなければならない。当事者又は弁護人がその意味を十分に理解することが困難である場合には、申立人又は裁判長は、当該文書の本質を通知しなければならない。 |
| 第75条  | 前条の規定は、文書と同一の効力を有する非文書的証拠物について準用する。録音、録画、電子記録その他これらに類するもので、証拠となり得るものについては、申立人は、適当な装置を用いて、音声、映像、記号又は情報を、市民裁判官、相手方、弁護人又は被告人の補佐人と共に裁判所に示すことにより、その内容を把握し又はその要旨を簡明に伝えることができるようにしなければならない。裁判長は、前項の資料について裁判所の職権による調査が行われる場合には、その内容又は要点を市民審判官及び当事者、弁護人又は被告人補助者に把握させるため、同項に規定する方法を用いなければならない。 |
| 第76条  | 当事者の一方又は弁護人から調査の申立てがあった証拠書類は、市民ジャッジ、相手方、弁護人又は被告人補助者が当該証拠書類を識別できるように、当審判所に提示しなければならない。裁判所の裁量により調査が行われた証拠又は資料は、裁判長が、市民裁判官、当事者、弁護人又は被告人補助者が当該証拠又は資料を識別することができるように、法廷に提示しなければならない。当事者又は弁護人が前2項の証拠又は資料の意味を十分に把握することが困難である場合には、申立人又は裁判長は、当該証拠又は資料の本質を告げなければならない。 |
| 第77条  | 当事者、弁護人又は被告人補助者は、個々の証拠物件についての調査が終了した後、意見を述べる機会を求めることができる。裁判長は、相当と認めるときは、当事者、弁護人又は被告人補助者に対し、意見陳述の機会を与えることができる。裁判長は、証拠調べが終了した後、当事者、弁護人又は被告人補助者に対し、証拠の証明力について意見を述べることができる旨を通知しなければならない。 |
| 第78条  | 証拠書類は、第74条から第76条までの規定による調査が終了した後、直ちに裁判所に提出しなければならない。ただし、裁判所の許可を得て、その写しのみを提出することができる。 |
| 第79条  | 証拠調べの終了後、裁判所は、次の順序で事実及び法律の問題に関する口頭弁論を行う手続の開始を命じなければならない。1.検察官の口頭弁論、2 被告人の口頭弁論及び3 弁護人の口頭弁論弁護人による口頭弁論前項の口頭弁論の手続に引き続き、前項と同様の順序で、刑の執行の範囲に関する弁論が行われるものとする。裁判所は、刑の執行の範囲に関する手続を続行するに先立ち、申立人、被害者、被害者の遺族その他法律により意見を述べることができる者に対し、刑の執行の範囲について意見を述べる機会を与えなければならない。前二項の口頭弁論の手続が行われた後は、更に口頭弁論を行うことができ、裁判長は、更に口頭弁論の手続を行うべきことを命ずることもできる。 |
| 第80条  | 裁判に参加した市民裁判官に変更があったときは、第三十七条第一項に規定する場合を除き、審理をあらためてやり直すものとする。新たな市民裁判官は、裁判長に対し、疑義があるときは、説明を求めることができる。裁判長は、前項の規定による審理手続の更新について、新たな市民裁判官の争点及び調査された証拠についての理解の程度と市民裁判官及び補充市民裁判官の集団としての負担との均衡を保つように配慮しなければならない。 |
| **第5節 最終的な決定および判決** |
| 第81条  | 最終審議は、特別の事情がない限り、口頭弁論の終結後速やかに行うものとする。 |
| 第82条  | 最終評議は、裁判官のみならず市民裁判官も参加して、裁判官と市民裁判官の合議体で行われ、事実認定、法の適用及び量刑に関する問題について、前記の順序で審議する。前項の終局審議は、裁判長を委員長として、裁判官及び市民裁判員の全員がその全過程に参加しなければならない。最終評議においては、裁判長は、刑事裁判の一般原則、当該事件の事実関係及び争点について真摯に説明し、各種証拠調べの結果を説明するとともに、裁判官及び市民裁判員が自由に意見を述べ、十分に討論する機会を多く設け、市民裁判員がその職権を尽くして自主的に判断することができるようにするものとする。裁判長は、必要があると認めるときは、市民裁判員に対し、裁判官の合議体で専決された証拠の採否、証拠調べの必要性、訴訟手続に関する判断及び法令の解釈に関する事項について、詳説するものとする。市民裁判官は、裁判長の行う前記の説示を参酌して、本条第一項に規定する職務を行うものとする。最終評議においては、市民裁判官は、裁判官とともに、事実認定、法の適用及び量刑について、それぞれ個別に意見を述べなければならない。市民裁判官は、前の事項についての意見が少数であったという理由のみによって、最終評議において次に審議される事項についての意見の陳述を拒むことはできない。そのように審理を見守った補欠の市民裁判官は、最終審議に参加したり意見を述べたりすることはできない。 |
| 第83条  | 有罪の評決は、少なくとも1名の市民裁判官及び1名の裁判官を含む3分の2の委員からなる審判所の承認によって下される。当該承認が得られない場合には、無罪の評決又は被告人に有利な認定がなされるべきものとする。起訴猶予、棄却又は審理管轄の欠如の評決は、少なくとも1名の市民裁判官及び1名の裁判官を含む過半数の委員の賛成により、審判所が行う。判決に関する審議の決定は、少なくとも1名の市民裁判官及び1名の裁判官を含む過半数の委員の承認を得て、審判所が行う。ただし、死刑の決定については、少なくとも1名の市民裁判官及び1名の裁判官を含む3分の2以上の委員の賛成がなければ、これをすることができない。審議において、前項前半の決定に係る場合において、意見が分かれたため、少なくとも一人の市民裁判官及び一人の裁判官を含む過半数の委員による承認が得られないときは、少なくとも一人の市民裁判官及び一人の裁判官を含む過半数に達するまで、被告人に最も有利な意見を二番目に有利な意見に加える旨の承認をもって、決定することができる。 |
| 第84条  | 特別の事情がない限り、最終審議は、その日のうちに結論を出すことができないときは、翌日に続けられる。 |
| 第85条  | 市民裁判官及び裁判員は、最終評議において知り得た個々の意見の表明、全体的な見解の方向性その他の最終評議において生じた事実を厳重に秘密にしなければならない。当事者、弁護人又は被告人補助者は、判決確定後、審議意見書の閲覧の申出をすることができる。メモ書き、コピー、ビデオ録画及びその複写は、これを許さない。前項の場合において、市民裁判官の個人情報（個人情報保護法第二条第一号に規定する個人情報）は、秘密にされ、閲覧されることがないものとする。 |
| 第86条  | 判決は、特別の事情がない限り、最終審議の終了後すみやかに言い渡されるものとする。判決の言渡しは、判決書の五線譜を朗読し、かつ、その意味について必要な説明を付することにより行う。量刑を定める判決については、有罪とされた犯罪及び主文のみを朗読してこれを宣告することができる。裁判所は、市民裁判官に判決の言渡しの期日を通知し、その出席を求めなければならない。ただし、判決の言渡しは、市民裁判員に出席を求めないで行うことができる。判決の言渡し後、遅くとも判決の言渡しの日から三十日以内に、当該判決の正本を書記官に渡さなければならない。 |
| 第87条  | 市民裁判員による裁判が宣告する判決は、書面とし、裁判員が署名しなければならない。また、判決書には、当該事件が市民裁判官の全員により共同して審理されたことを表示しなければならない。 |
| 第88条  | 有罪判決を含む判決では、事実認定の根拠について、単に資料や文書の題名、重要な争点に関する結論の理由などを示すだけでよい。 |
| **第6節 不服申立て** |
| 第89条  | 市民裁判官は、第12条第1項に規定する必要な資格を欠くこと又は第13条及び第14条に規定する事情により不適格であったことを理由として、訴えを提起することができない。 |
| 第90条  | 当事者及び弁護人は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該調査が必要である場合を除き、新たな証拠についての調査の申出をすることができない。1.第64条第1項第1号、第4号又は第6号に掲げる事情があるとき ② 第一審の審判手続において当該証拠の調査をしなかったことが当事者の過失によるものでないとき ③ 新たな事実又は新たな証拠が発生し、又は形成されたとき。問題の新事実又は新証拠が、第一審の審理手続における口頭弁論の終結後にのみ創出又は形成された場合。第二審裁判所は、許容されると認められ、第一審の原裁判所によって法的に調査された証拠に基づいて決定を下すことができる。 |
| 第91条  | 市民裁判員参加事件の判決に対する控訴については、これを受理する裁判所は、刑事裁判への市民参加制度の趣旨を十分に考慮し、適切にその権限を行使するものとする。 |
| 第92条  | 控訴に理由がある場合又は控訴に理由がないにもかかわらず原判決が不適当若しくは違法であると認める場合には、当該控訴がなされた原判決の部分を破棄しなければならない。ただし、原判決の事実認定が経験則及び論理則に反しているが、当該誤りが訴訟の結果に重大な影響を及ぼさないと認めるときは、原判決を破棄しないことができる。原判決を破棄した第二審は、自らの判断で事件を審理する。ただし、次の各号の一に該当することを理由として原判決を破棄する場合については、第二審は、事件を原裁判所に差し戻す旨の判決をしなければならない。1.管轄の誤り、公訴の免除又は却下の言渡しが不適当であるとき、2 刑事訴訟法第379条第1号、第2号、第6号、第7号又は第13号に掲げる事情があるとき、3 請求事項が審理されなかったとき、4 無罪の言渡しが法令に違反し事実認定に影響を与えたとき又は事実認定が誤り判決に影響を与えたとき、5 事件を原裁判所に差し戻す旨の判決をするとき、です。刑事裁判への民事参加制度及び被告人の防御権の保護の趣旨を考慮し、第二審裁判所が差し戻しを相当と認める場合。 |
| **第7章 リトライ** |
| 第93条  | 再審請求は、判決確定後、裁判に参加した市民裁判官に市民裁判官としての職務の執行に関する違反があり、その状況が原判決に影響を及ぼすほど重大であると認められる場合に行うことができます。 |
| **第五章 罰則** |
| 第94条  | 市民裁判官又は補欠市民裁判官が、職務の執行を差し控えるため、又は一定の方法で職務を執行するため、賄賂その他の不正な利益を要求し、約束し、又は受け取った場合、3年以上10年以下の懲役に処し、これに加えて200万台湾ドル以下の罰金を科することがある。前項の規定は、市民裁判官予定者が市民裁判官又は補充裁判官に任命されるまでの間に、市民裁判官若しくは補充裁判官としての職務の執行を差し控えるため又は一定の方法でその職務を執行するために、あらかじめ賄賂その他の不正な利益を要求し、約束し又は収受し、市民裁判官又は補充裁判官になった後にその行為を行った場合にも適用される。前二項の罪を犯した後、被告人が自首して賄賂その他の不正の利益の全部を自発的に提出した場合には、その刑を減軽し、又は免除し、その結果、他の主犯又は共同正犯が判明した場合には、その刑を減軽する。本条第1項又は第2項の罪に問われた被告人が捜査中に自白した場合において、賄賂その他の不正な利益の全部を自発的に引き渡したときは、その刑を減軽し、その結果、他の主犯又は共同正犯が判明したときは、その刑を減軽し又は免除するものとする。本条第1項又は第2項に規定する罪の成立が軽微であり、かつ、関与した賄賂その他の不正な利益が5万台湾ドル以下であると認められる場合、その刑罰は減軽されるものとする。 |
| 第95条  | 市民裁判官又は補欠市民裁判官が職務を行わないこと又は特定の方法で職務を行使することを約するのと引き換えに、市民裁判官又は補欠市民裁判官に賄賂その他の不正な利益を提供し、約束し、又は贈った者は、1年以上7年以下の懲役に処し、これに加えて100万台湾ドル以下の罰金を科することがある。前項の罪を犯した被告人が自首した場合、その刑を減軽し、捜査又は公判中に自白した場合、その刑を減軽し、又は免除する。本条第1項の罪が軽微であり、かつ、賄賂その他の不正な利益の額が5万台湾ドル以下であると認められる場合、その刑を減軽するものとする。 |
| 第96条  | 市民裁判員若しくは補欠市民裁判員又はその配偶者、八親等内の血族、五親等内の姻族、世帯主若しくは世帯員に対し、その職務の執行を差し控えさせ、若しくは一定の方法で職務を行わせ、又はその職務の執行について報復する目的で罪を犯した者は、その罰則を2分の1以下に処する。 |
| 第97条  | 現職の市民裁判官若しくは補欠市民裁判官である者又はかつて市民裁判官若しくは補欠市民裁判官であった者が審議の秘密を漏らした場合、1年以下の懲役若しくは拘留又は10万台湾ドル以下の罰金に処します。現職の市民裁判官若しくは補欠市民裁判官である者又はかつて市民裁判官若しくは補欠市民裁判官であった者が、職務執行中に知り得た秘密を漏らした場合、法令に別段の定めがない限り、6ヶ月以下の懲役、拘留又は8万元以下の罰金に処するものとします。 |
| 第98条  | 法令に別段の定めがある場合を除き、次の各号の一に該当する行為を行った者は、6ヶ月以下の懲役若しくは拘留又は8万台湾ドル以下の罰金に処されます。1.第19条第4項、第26条第5項または第40条第1項の規定に違反して正当な理由なく秘密を漏らしたとき。 2.第19条第2項の規定に違反して裁判に影響を及ぼす目的で秘密を保持すべき事項を知りまたは所有しようとしたとき。 |
| 第99条  | 市民裁判員候補者が次のいずれかの行為を行った場合、3万元以下の行政罰が科されます。1.市民裁判員候補者調査票に故意に不実の情報を記入し、裁判所に提出すること。 2.市民裁判員選考日に正当な理由なく召喚されたにも関わらず欠席すること。市民裁判員選考日に、正当な理由なく、虚偽の陳述をし、又は陳述を拒んだとき。 |
| 第100条  | 市民裁判官または補欠市民裁判官が宣誓を拒否した場合、3万台湾ドル以下の過料を科すことができます。また、市民裁判官の代理を務める補欠市民裁判官が、単独で再度の宣誓を拒否した場合も同様とします。 |
| 第101条  | 1.裁判の期日または最終審議の予定日に欠席した市民裁判官、2.陳述を拒否するなどして職務を遂行しない市民裁判官、3.正当な理由がなく次のいずれかに該当する者に対して、3万台湾ドル以下の過料を科することができる。裁判期日を欠席した補欠の市民裁判員。 |
| 第102条  | 市民裁判官または補欠市民裁判官が裁判長による裁判の秩序維持に関する命令に違反し、裁判の審理を妨害し、警告を受けてもなお従わない場合、3万元以下の過料を科すことができる。 |
| 第103条  | 前四条の規定による過料を科す決定は、市民裁判官を置く審判所の裁判官三名で構成する合議体で行うものとする。前項の規定によりなされた裁定に対しては、仮処分を申し立てることができる。 |
| **第六章 市民審査員の参加による証跡のシステムのアセスメント** |
| 第104条  | 刑事裁判への市民参加制度の評価は、2023年1月1日から6年間行うものとし、司法院は必要に応じて評価期間を延長または短縮することができる。 |
| 第105条  | 司法院は、本法施行後、速やかに刑事裁判民事参加制度評価委員会（以下、「評価委員会」という。評価委員会は、必要な調査を行い、前年度の刑事裁判への民事参加制度の実施状況について、毎年評価報告書を提出するものとする。評価委員会は、評価期間終了後1年以内に最終報告書を提出しなければならない。最終報告書には、刑事裁判への民事参加制度の実施に関する全体的な評価、及び法律の改正の可能性又は関連する補完措置のための勧告を記載するものとする。 |
| 第106条  | 評価委員会は、15名の委員で構成される。司法院長は委員を務めるとともに、議長を務めるものとする。残りの委員は、司法院の代表2名、法務省の代表1名、裁判官の代表2名、検察官の代表2名、弁護士の代表2名、学者・専門家・公正な個人の代表5名とする。男女いずれか一方の委員は、全体の3分の1を下回ってはならない。前項の学者、専門家及び公正公平な個人の中には、法律学及び法律学以外の職業を専門とする学者及び専門家3人並びにその他の経歴を有する公正公平な個人2人を含むものとする。評価委員会の委員は、俸給制であってはならない。司法院長以外の評価委員会の委員は、本法施行前に以下の方法で指名するものとする。1.司法院の代表は、司法院の人事から司法院長が任命し、職権を有するものとする、2、法務省の代表は、法務省の人事から法務省大臣が任命し、職権を有するものとする、3、裁判官、検察官及び弁護士の代表は、司法院、法務省及び台湾弁護士会がそれぞれ任命する、4、学者、専門家及び弁護士の代表は、司法院が任命するものとする。学者、専門家、公正な個人の代表は、司法院長、司法院と法務省の代表、前号の裁判官、検察官、弁護士の代表が合同で任命する。評価委員会の委員に欠員が生じた場合、司法院長、司法院の代表、法務省の代表、裁判官、検察官、弁護士の代表に欠員が生じた場合は、本来の選考方法で補欠委員を選任するものとする。公正・公平な個人の代表に欠員がある場合、補欠委員は評価委員会の現職委員が共同で任命する。 |
| 第107条  | 評価委員会は、事務局長及び2名から5名の事務局員を雇用するものとする。事務局長は司法院が指名又は採用し、事務局員は司法院が採用するものとする。事務局長は、評価委員会議長の指示に従い、情報収集、会議の準備、その他庶務を行う。当該執行秘書及び事務補助者の雇用、責任、管理及び業績評価に関する規定は、司法院が定める。 |
| 第108条  | 制度の評価を実施するために必要な場合、司法院は適当な者を研究員として雇用することができる。但し、研究員は6名以内とする。研究員は、刑事裁判への民事参加制度の評価に関する研究を行うにあたり、評価委員会の指示に従わなければならない。研究員の雇用、職責及び業績評価に関する規定は、司法院が定めるものとする。 |
| 第109条  | 司法院は、評価委員会の運営に必要な支出を予算化するものとする。 |
| 第110条  | 評価委員会の組織に関する規則は、司法院が定めるものとする。 |
| **第七章 補則** |
| 第111条  | 本法施行規則については、司法院が行政院と協議の上、定める。 |
| 第112条  | この法律の適用範囲に属する事件で、この法律の施行前に既に裁判所に係属したものについては、当該事件の終了に至るまで、この法律の施行前の法令の規定によるものとする。 |
| 第113条  | この法律の公布の日から施行する第17条から第20条まで及び第33条並びに2026年1月1日から施行する第5条第1項第1号を除き、この法律の残りの規定は、2023年1月1日から施行するものとします。 |